

山県市空家等対策計画【概要版】

適切な管理！

作成：令和元年7月

第1章 計画の概要

■計画の背景・目的

- 適正な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という）」を公布し、本格的に空家等対策の法的枠組みを構築した。
- 本計画は、空家等の未然予防、適正管理、利活用の促進を総合的かつ計画的に実施する。

■計画期間

- 令和元年度から令和2年度までの2年間

■対象地区

- 山県市全域

■対象とする空家等の種類

- 特措法第2条で定める「空家等」、「特定空家等」

第2章 空家の現状

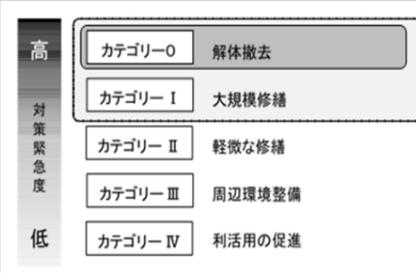
■本市独自調査

- 平成27年度「空家トリアージ事業」
外観調査、所有者等調査、現地調査の3つの調査を実施しました
- 空家 1,081戸（賃貸用、売却用等の住宅は除く）

■現状

- 空家 1,018戸 H31.3末時点

	平成27年度末	平成30年度末
分類別	件数（戸）	件数（戸）
Ⅰ及びⅡ	80	52
Ⅲ	4	9
Ⅳ	119	121
Ⅴ	878	836
合計	1,081	1,018



第3章 基本的な方針

■基本的な考え方

- 空家等は、個人等の財産であるため、所有者などが適切に管理することが大前提です。
しかし、空家等の管理を放棄している方もいるため行政及び民間事業者等が連携協力し、実効性のある空家等対策を行っていく必要がある。

第4章 空家等の適切な管理の促進

■周知方法、啓発

- 所有者等には、文書による通知又は面談。改善されない場合は、助言、指導。
- 空家等の増加を未然に防ぐため、日頃から市民等に対する啓発。

第5章 空家等の利活用

■具体的施策

- 空家バンクの運用
- 空家等の購入者等に対する支援
- 空家等の活性化施設としての利用
- 老朽化の著しい空家等の除却補助
- 跡地の市場流通の促進

第6章 実施体制

- 山県市空家等対策協議会（第三者機関：弁護士、警察等）
- 山県市空家等検討会議（市：関係各課）
- 市と地域住民、民間事業者との連携

第7章 特定空家等に関して

- 所有者等に自主的な対応を求めたが、改善が認められない場合、特措法第9条第2項による立入調査を実施します。市は、特定空家等の基準に基づき、緊急度や周辺環境への悪影響などを総合的かつ慎重に判断し、市長は、特定空家等を認定する。
- 特定空家等と認定した空家は、法律に基づき、「助言・指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行」を行うこととなる。

第8章 相談対応

- ワンストップ総合相談窓口の設置及び県との連携
- ★NPO法人山県市総合ボランティア・サポートセンター
- ★空き家・すまい総合相談室

